

# ふるさとファイル

## あい きゅう 相給

— 細川藤孝書状の「諸入組」をめぐって —

展示コーナーだより

第 75 号

平成 30 年 10 月

生涯学習課



展示期間（図書館休館日は除く）

平成 30 年 10 月 10 日（水）

～ 31 年 1 月 20 日（日）

※展示期間中に展示替えを行います

昨年 6 月、一般にはもちろん、これまで研究者の間でも知られていなかった 1 通の古文書が発見されました。これは、当時勝龍寺城城主であった細川藤孝が出したもので、関連文書の写しが 1 点知られるばかりの新出史料でした。

この新出史料の細川藤孝書状には、「諸入組」との用語が見られます。「諸入組」とは、所属の異なる土地が混在している状態、またその領域を指していると考えられます。中世の土地制度、荘園公領制のなかで、乙訓地域の小塩荘のように他領に入り組んで荘地が点在する、散在型荘園の存在がよく知られています。加えて、南北朝期以降の戦乱において、たびたび適用された武家権力による半済、すなわち年貢の折半で荘園のみならず、国人・土豪が支配した武家領も分布しました。こうして支配権が錯綜した地域を、「諸入組」と称したようです。

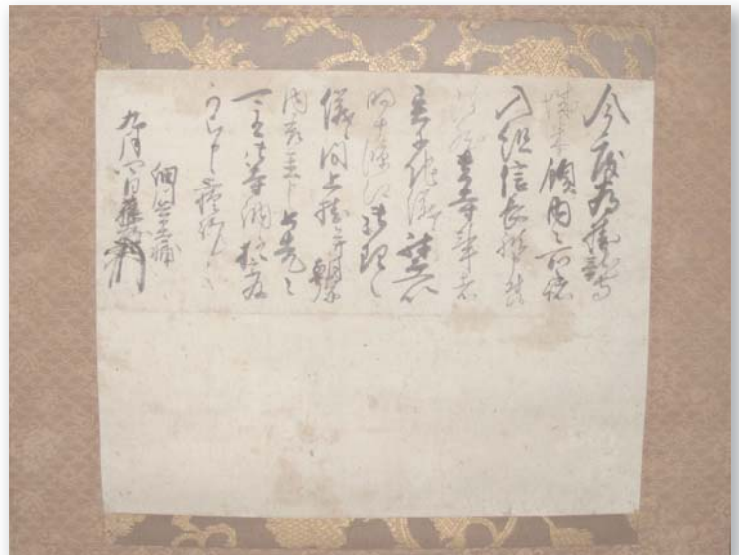
豊臣秀吉の太閤検地によって、いわゆる「職の体系」と呼ばれる、重層的な土地支配構造で成り立っていた荘園は解体されました。しかし、乙訓地域の「諸入組」は、近世も相給として継続され、長岡京市域に所在する村落はほぼ全て、複数の領主によって支配を受けました。

そこで本展では、「諸入組」とはいかなる状態であったのか、そこで生活する人々にどのような影響を与えたのか、当地の史料的な限界から中世ではなく、近世の相給から垣間見たいと思います。

### 新出史料 細川藤孝書状！……「諸入組」でなにが？

本文書は、細川藤孝が元龜 3 年（1572）と思われる勝龍寺城在城期に発給したもので、藤孝の統治を具体的に跡づける、希少で学術的価値の高い歴史資料です。

内容は、織田信長より勝龍寺城米を「諸入組」地に賦課するよう命令があったが、貴寺（東寺カ）が特別な寺院で、明智光秀・里村紹巴の要請もあったため、上桂・朝原にある貴寺領地については免除、これまで通り収納してよい、といったものです。藤孝の管轄地、すなわち乙訓地域に「諸入組」地があったこと、信長によって一円に臨時課役が賦課されたこと、しかし在地支配のなかで、各領



今度為勝龍寺  
城米、領内之所々諸  
入組、信長被申付候、  
雖然貴寺事者  
異于他儀候、殊更以  
明十・臨江御理之  
儀候間、上桂并朝原  
内差置申候、如先々  
可有御寺納候、猶宗及  
可被申候、恐惶謹言、  
細川兵部太輔  
九月四日藤孝（花押）  
（後欠）

（釈文）

年未詳細川藤孝書状（教育委員会蔵）

主の個別交渉で無効になる場合があったことがわかります。

### 「相給」ってなに？

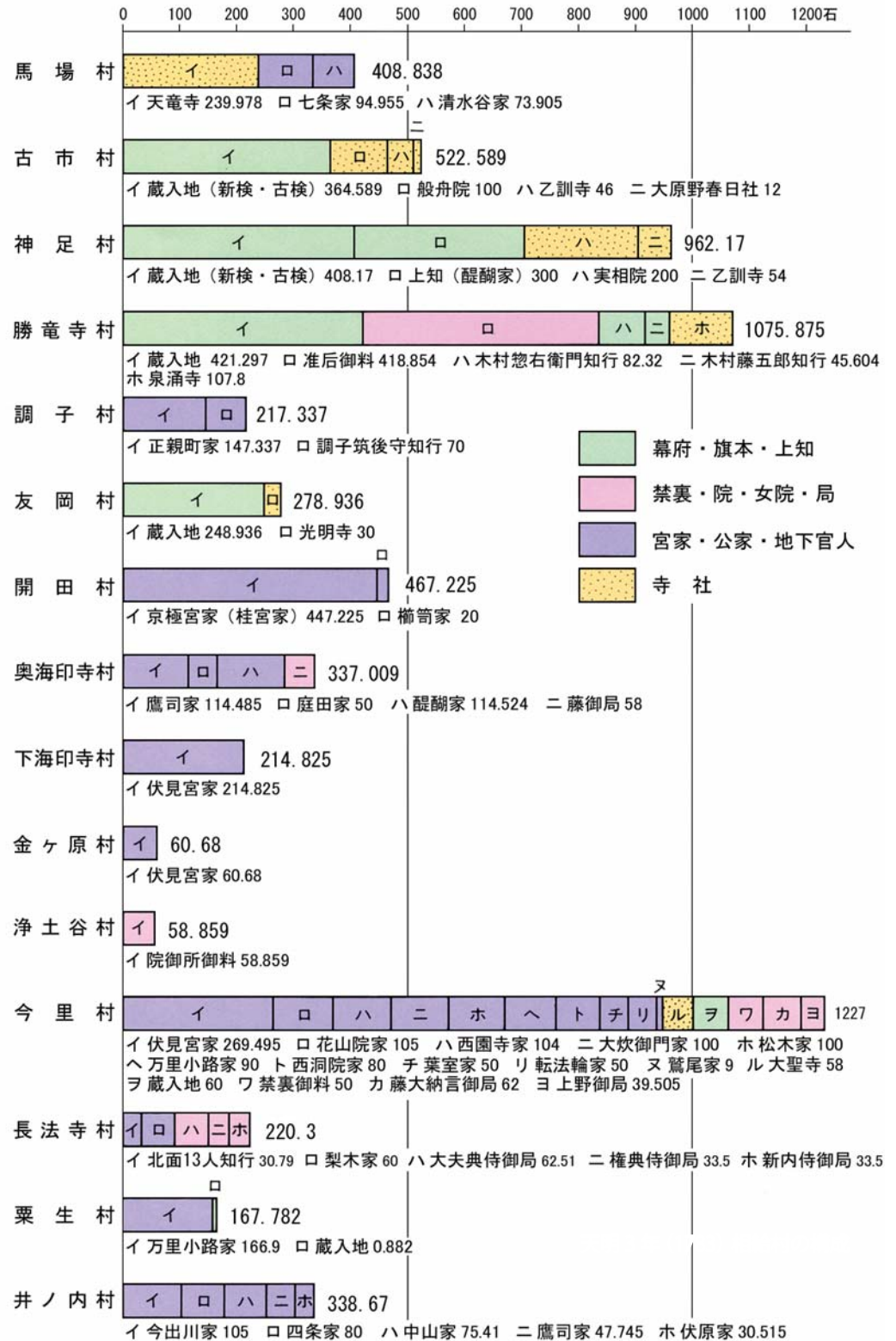
近世の領知は、多く1村を単位として行われていましたが、知行割りの関係から、1村を2つ以上の領主が分有する、相給も少なくありませんでした。特に、畿内近国は「非領国」とも言われたように、公家・寺社・旗本領、禁裏御料などが錯綜する、相給支配が展開した地域としてよく知られています。

長岡京市においては、市域に所在した近世村落15ヶ村のうち、山間部の小村であった金ヶ原・浄土谷などを除く12ヶ村が相給村でした。とりわけ、今里村は269石余の伏見宮家から9石の鷲尾家まで、分給する領主は15を数えます。公家領や寺社領などを中心に構成され、これらを京都町奉行所が包括・横断して管轄しました。

一般に、相給村は領主毎に庄屋・年寄が設定されます。彼らは株庄屋・株年寄とも呼ばれ、同役の村役人が、領主別に1村に複数存在しました。村内の土地は一筆を単位として、各領主に分有され、住民もいずれかの領主に属し、それぞれの田畑を耕作しました。

### 「相給」始めます！

近世調子村は、慶長6年（1601）公家への領知宛行で、それまでの隨身調子家に公家正親町家加わり、相給となりました。村高217石余りのうち調子家分が70石、残りが正親町家分となり、そのまま明治維新に至ります。領知関係は相給でしたが、契約によって正親町家領の設定当初から



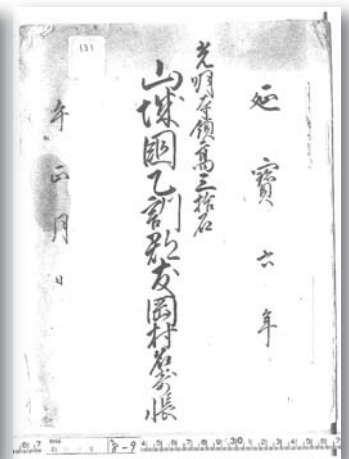
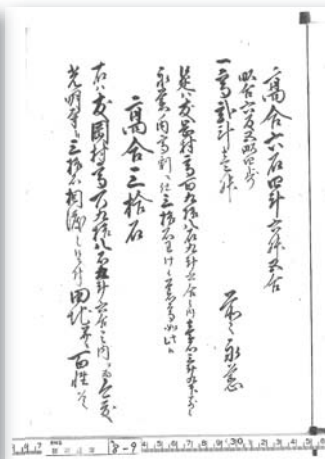
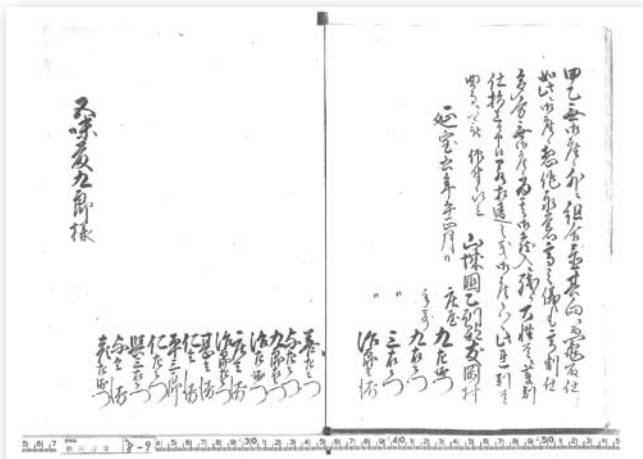
天明3年(1783)長岡京市域に所在する近世村落の領主構成とその石高

調子家が管理し、年貢収取などの実務を担いました。

しかし、幕末期に村内の68石余りが、正親町家との関係が深い観音寺（大山崎町）の手に渡ると、調子家単独支配と同じ状態にあった調子村にも、転機が訪れます。山崎観音寺は、正親町家との関係をてこに小作人である調子村百姓への支配を強めました。調子村の正親町家領庄屋は、調子家による任免でしたが、こうした山崎観音寺の動向と連動して調子家からの離脱を目指し、正親町家所属の村役人・百姓として取り立てられるよう求めます。騒動は、京都町奉行所を舞台とする、調子家と正親町家との調停へと発展しました。

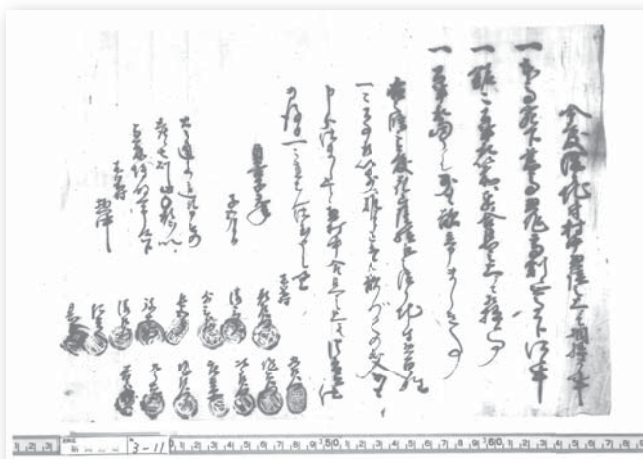
そして、嘉永7年（1854）7月、正親町家領庄屋とそれに同調する百姓7人が正親町家百姓となる、「百姓分け」によって決着が図られます。この8人は、調子家領の居宅・田畑を引き払い、正親町家領の字八角に屋敷を建てて引っ越し、調子村は名実ともに相給となりました。

友岡村は、基本的に幕府領として推移しましたが、延宝5年（1677）30石が光明寺に分け与えられました。加えて、貞享元年（1684）には幕府領から50石余りずつ公家花山院家・西大路家に割き与えられて、元禄4年（1691）までの8年間は、4領主による相給村となりました。



延宝6年（1678）山城国乙訓郡友岡村名寄帳（教育委員会蔵）

友岡村の名寄帳。名寄帳は、検地帳に基づいて村ごとに作成された近世の土地台帳で、年貢負担者毎にその土地の種類と面積、年貢高など記載した。その末尾に、前年領知分けされた光明寺分について、「田地并二百姓共、甲乙無御座候外二組合置、其向二而鬮取仕、如此二御座候」との注記がある。ここから、まず優劣がないよう百姓とその耕作地を組み合わせ、そのまともりからくじ引きによって光明寺に属するものを選んでいたことがわかる。



貞享元年（1684）今度渡り地二付村中惣談之上ニて相極メ候事（教育委員会蔵）

幕府領から公家花山院家への領知分けに際して、くじ引きする前に公平・公正な割り振りとなるよう村全体で取り決め、連印したもの。

それぞれの領知分けから、相給村誕生の様子がわかります。光明寺領が設定されるに当たって、まず30石に相当するよう所持する田畑に依じて百姓を組み合わせさせておき、そこからくじ引きで決めました。ここで抽選された百姓、そして彼らの所持する田畑は、全て光明寺に属しました。不満の出ないよう村が耕作している田畑・休耕地も案分し、幕府領に残った百姓らには確認の連印も得ています。花山院家・西大路家への領知分けでは、くじ引きの前に村内全体で話し合い、公平・公正に組み合わせを取り決めて合意している様子が見取れます。

## 「相給」はややこしい……

こうして生まれた相給村でしたが、百姓は属した領主の敷地に居住し、その田畑のみ耕作することを原則としたこと、それぞれ百姓の所持する田畑は散在していたことから、各領主の新領地も村内に点在しました。また、出作地や村の田畑、休耕地を不満の出ないよう地味を考慮して分けたことで、いっそう広く分布するに至ったことは容易に想像できます。加えて、百姓の所持する田畑は、売買などによって人手に渡るものも一般的でした。

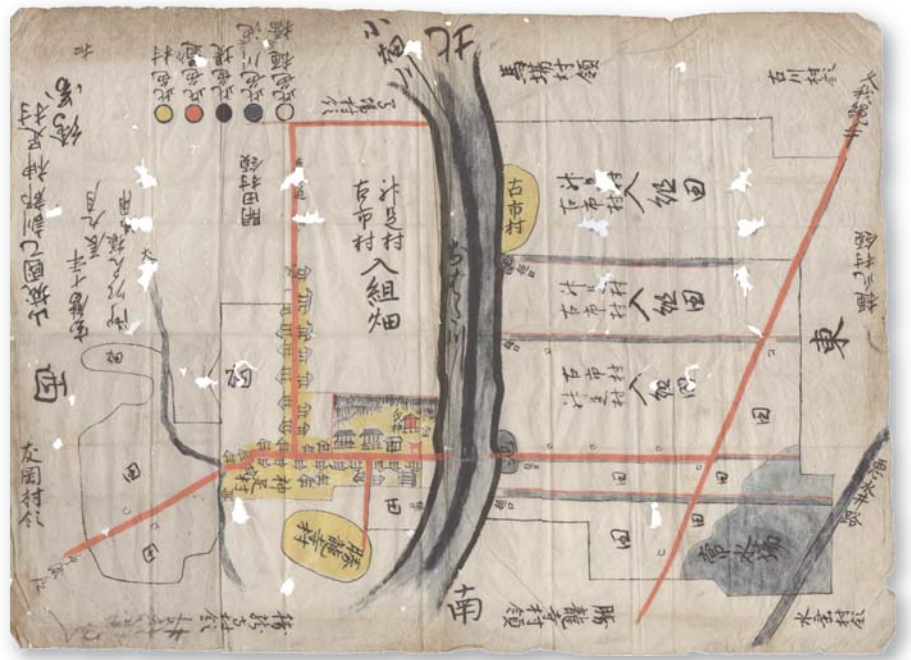
相給は、その設定過程そのものによって、他領との混在状況をつくり出していたことがわかります。混在状況は、時代を経るに従って、より錯綜したものになりました。領主の意向との狭間で、結果「耆人弐名」とも呼ばれた、同一人物が複数の名義を使い分ける、言わば二重戸籍的状态もつくり出しています。

## だが、しかし！

乙訓寺は、神足村・古市村の相給領主の一つでした。万延2年（1861）、神足村百姓が訴え出たことが発端となって、村の年貢未納が発覚します。乙訓寺の調査の結果、文政12年（1829）以来30年以上に渡って、納めるべき石高よりも少なく年貢が納入されていたことが判明しました。ここで注目されるのは、近隣にもかかわらず、領主の乙訓寺が自領の田畑について、村内のどこに所在していたのか、またその利用状況を、全く把握していないこと、年貢高の根拠となる年貢賦課率を記した免定も実見していないことです。

一方で、神足村では村内全ての土地について、一筆毎に領主・字名・地番・地目・面積・石高・名請人その他を書き込み、領主別に色分けした、2m四方の絵図を整備しています。神足村の田畑は、古市村のものと混在していましたが、それぞれの帰属も含めて、モザイク状に分布する各相給領主の敷地が一目でわかります。領知分けの実務を担い、幕府・公家・寺社など様々な領主支配に対応し、村内全ての土地を自ら管理した、相給領主の支配の実態と比した、近世村落の実力をよく示しています。こうした絵図は、今里村・長法寺村にも伝来しており、他の村々も同様に高い自治能力を有していたと思われます。

翻って、細川藤孝書状の「諸入組」からわかるように、乙訓地域は戦国期には既に支配権が錯綜した状態にありました。「諸入組」によって、当該期の地域社会の問題がより複雑化したことは想像に難くありません。しかし、長く続いた戦乱と多様な領有関係のなかで、村落は村内を団結させ、自治の実力を着実に獲得していったと思われます。近世では、ここで培われた自治能力を背景に、相給支配を請け負うことで、村落は領主を地域から排除し、より有利な村落運営を実現していったと考えられます。



宝暦10年（1760）山城国乙訓神足村絵図（教育委員会蔵）

巡見使の入村に当たって作成された、神足村の概要を示した絵図。巡見使は、将軍の代替りに際して全国の施政・民情を査察するため派遣された。

西国街道沿いに家並みが描かれるとともに、小畑川の兩岸に広がる神足村の田畑が、古市村のそれと「入組」むことが注記されている。